

別記様式第1号(第四関係)

厚真町地区活性化計画

北海道勇払郡厚真町

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	厚真町地区活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	厚真町
地区名(※1)	厚真町地区
計画期間(※2)	令和3年度～令和5年度

目 標 : (※3)
 今回の実施主体であるGOODGOOD社が熊本県阿蘇地域で有する放牧牧草和牛畜産の技術と、高丘地区でバブル期に計画された旧ゴルフ場計画の跡地200haを活用し、自然に囲まれた空間で過ごす他にない、サステナブルな食文化の 宿泊体験、食体験を提供する。空と海の玄関口である新千歳空港・苫小牧東港フェリーターミナルに近接する交通アクセスを活かし、新たな北海道旅行の拠点として厚真町が進める交流人口の増加を推し進める。
 令和6年のGOOD GOOD合同会社建築施設内、レストラン、直売所への来場者数5,500人を目指す。

目標設定の考え方
地区の概要：
 厚真町は北海道の道央ベルト地帯のなかに位置する人口約4,400人の町で南北に長いことをひとつの特徴とする。北部は山岳地帯であるが、目立った高山は無く、標高252.4mの姨失山をはじめとする低山が連なっている。一方、中央部の平地は大部分が農地として開墾されており、同時に住宅地、商店街等が形成され、大多数の町民の生活圏として機能している。南部には勇払原野から続く湿原や平木沼湖沼群等複数の沼が点在する。また、太平洋に面する海岸部は苫小牧港東港、苫小牧東部工業地帯として開発され、多くの企業の拠点となり、巨大な産業地域を形成している。加えて、道内有数のサーフィンスポットとしても有名で、年間通じて、多くの愛好家が集うスポットとなっている。
 気候については、北海道内でも積雪・降雪量が極めて少なく、冬期間も比較的温暖である点の特徴と言える。
 町面積のうち、山林が約6.5割を占め、続いて農用地が約1.5割となっており、林業、農業等の一次産業を軸に産業が成り立っている。農家数は約400戸で過半数が専業での従事となっている。作物別では、水稲が約6割弱、豆類が約2.5割、小麦が約1.5割の順に多い。また、先述のとおり、太平洋に面しており、漁業も一大産業となっている。特に北寄貝の生産高が突出して、高く、その他、ししゃも、モガニやマガレイ等がある。

現状と課題
 厚真町は、札幌市からの日帰り観光圏にあり、新千歳空港からも車で30分の近距離にあるなど、立地に恵まれているほか、サーフィンスポットとして北海道内有数の場所として高く認知されている。また、観光の主軸として推進しているグリーン・ツーリズムは、ハスカップ狩り、田んぼのオーナーなど、一定の成果を上げているが、景観を見せる取り組みや宿泊滞在機能など、不足するものもあり、さらに底上げを図っていく必要がある。さらに、厚幌ダム完成後の環境整備や、埋蔵文化財・郷土資料などの活用、観光客が多く集まる店舗や拠点のネットワーク化などにも取り組み、多くの人を呼び込み、地域の活性化につなげていくことが求められている。

今後の展開方向等(※4)
 上述のような課題の解決のため、厚真町では事業実施主体であるGOODGOOD社が熊本県阿蘇地域で有する放牧牧草和牛畜産の技術と、高丘地区でバブル期に計画された旧ゴルフ場計画の跡地200haを活用し、自然に囲まれた空間で過ごす他にない、サステナブルな食文化の 宿泊体験、食体験を提供する。空と海の玄関口である新千歳空港・苫小牧東港フェリーターミナルに近接する交通アクセスを活かし、新たな北海道旅行の拠点として厚真町が進める交流人口の増加を目指す。
 計画エリアには、会員向けのコンドミニアム とキャンプ利用者向けのグランピング施設及びフロントやシャワーやトイレなどの 機能を持つセンターハウスを整備。センターハウスには、眼前の自社牧場で育成した牛肉、羊肉等と厚真町の地場産野菜を提供するレストラン機能や、キャンプ客らに食材提供をおこなう物販機能を併設する。厚真町のなかでも一際山深く、周囲に人家、人工光がない立地と、だからこそ得られる日本離れした景観、美観を兼ね備えた施設を整備すること、加えて、国内外の料理人にも注目されているGOODGOOD社の牧草和牛(グラスフェッド和牛)の生産状況を見学できる場所とすることで、SNSによる情報の拡散、顧客やメディアの興味関心を喚起する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
厚真町	厚真町地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	GOOD GOOD合同会社	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
厚真町	厚真町地区	宿泊施設整備	GOOD GOOD合同会社	対象外のため事業実施主体にて整備
厚真町	厚真町地区	家畜放牧地整備	GOOD GOOD合同会社	対象外のため事業実施主体にて整備
厚真町	厚真町地区	乗馬用馬場整備	GOOD GOOD合同会社	対象外のため事業実施主体にて整備
厚真町	厚真町地区	肥育施設整備	GOOD GOOD合同会社	対象外のため事業実施主体にて整備

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

厚真町地区(北海道勇払郡厚真町)	区域面積(※2)	404.61ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 厚真町の土地構成は全面積約404平方キロメートルのうち、農用地が約63平方キロメートル、山林が約261平方キロメートルとなっている。全面積に占める割合について、農用地が約1.5割、森林が6.5割で約8割が農林地である。また、全就業者数2,787人に対して、農林漁業従事者数945人の割合は約3.5割である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 厚真町の人口は1950年代から減少の一途をたどっており、自治体施策等により、平成26年から一時社会増の様相を呈したが、その後、平成30年北海道胆振東部地震の発災により、再度減少に転じた。町は現在、復旧フェーズを終え、復興の段階にある。災害から立ち上がり、町が再生していくためには、定住及び地域間交流の促進が不可欠である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 設定区域は厚真町全域で、全域が市街地を形成している区域以外である。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、GOOD GOOD合同会社のレストラン、物販の他、宿泊体験施設等を併設した施設の整備により、施設の来客者数を上げることが目標である。令和6年の対象施設内、レストラン、物販エリアの来客者数を計測し、厚真町産業経済課が評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。